

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局振興課

介護保険最新情報

今回の内容

「介護保険法施行令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令」及び「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」の公布について

計9枚（本紙を除く）

Vol.487

平成27年7月3日

厚生労働省老健局振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3937・3986）
FAX：03-3503-7894

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「介護保険法施行令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令」及び「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」の公布について

「介護保険法施行令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成27年政令第269号。以下「改正政令」という。）」及び「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第123号。以下「改正省令」という。）」が本日公布され、平成27年度から施行することとされた。

これらの改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の規定による改正後の地域支援事業に関する額に関し、介護予防訪問介護等の円滑な移行等のため、介護保険法施行令第37条の13の規定の改正を行うとともに、関係法令について所要の規定の整備を行うこととした。

第2 改正政令の内容

1 介護保険法施行令の一部改正

【介護予防・日常生活支援総合事業の額】

- ・ 平成26年度の特定予防給付及び介護予防等事業の額を基にして、各年度の75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額等とする。
- ・ 平成27年度から平成29年度までは、特定事情により上限額を超える市町村は、平成27年度の75歳以上被保険者数変動率を110/100に置き換えた上限額とする特例を

置き、その場合平成30年度以後は平成29年度の実績額に応じた上限額とする。

- ・ 特別な事情により上限額を超える市町村は、個別協議により上限額を上乗せできることとする。

【介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業の額】

- ・ 平成26年度介護予防等事業以外上限額を基にして、第1号被保険者数変動率で算定する額と、個別協議により算定する特定包括的支援事業の額の合算額とする。
- ・ 平成27年度から平成29年度まで介護給付費等適正化推進市町村である市町村に関し、上限額の特例を置くこととする。

(第37条の13関係)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正

介護予防訪問介護等の介護予防・日常生活支援総合事業への移行を猶予した自治体においては、介護予防等事業については、移行前年度までの間は、従来の上限額を適用することとする。

- ・ 介護予防等事業の額：給付見込額の2%
- ・ 地域支援事業のうち特定包括的支援事業を除く事業の額：給付見込額の3%
等

ただし、介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業の上限額は平成27年度から改正後の介護保険法施行令の額を適用させる。

また、介護給付費等適正化推進市町村への上限額の特例は介護予防・日常生活支援総合事業への移行初年度から利用できることとする。

(附則第3条及び第4条関係)

3 施行期日

この政令は、公布日から施行すること。

4 経過措置

介護予防訪問介護等の介護予防・日常生活支援総合事業への移行を猶予した自治体においては、介護予防・日常生活支援総合事業の額について、

- ・ 移行初年度における移行日までの間の経過的に行われる介護予防等事業の額は、改正後の上限額の適用を受ける
- ・ 平成26年度の予防給付及び介護予防等事業の額等の上限額の基となる額に関しては、移行前年度（平成27年度中に移行した場合は平成26年度、平成28年度中に移行した場合は平成27年度、平成29年4月1日に移行した場合は平成28年度）の数値を用いる
- ・ 平成28年度中又は平成29年4月1日に介護予防・日常生活支援総合事業へ移行

した自治体においては、110/100の特例の算定式の75歳以上被保険者数変動率を、移行初年度のものに置き換える等の読替を置く。

第3 改正省令の内容

1 介護保険法施行規則の一部改正

上限額の算定に必要となる、

- ・ 75歳以上被保険者数変動率の算定方法
- ・ 第1号被保険者数変動率の算定方法
- ・ 介護給付費等適正化推進市町村の要件
- ・ 介護給付費等適正化推進市町村に係る特例の上限額の算定に用いられる数値を定める。

(第140条の62の10から第140条の62の16まで関係)

2 施行期日

この省令は、公布日から施行すること。



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○内閣府本府組織令の一部を改正する政令(二六五)

○行政機関職員定員令の一部を改正する政令(二六六)

○電気事業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(二六七)

○電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令(二六八)

○介護保険法施行令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令(二六九)

〔省 令〕

○法務省定員規則の一部を改正する省令(法務三八)

○財務省定員規則の一部を改正する省令(財務六七)

○厚生労働省定員規則の一部を改正する省令(厚生労働二二二)

○介護保険法施行規則の一部を改正する省令(同一二二二)
○農林水産省定員規則の一部を改正する省令(農林水産六二)

〔告 示〕

○千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の附属書VIの改正に関する件(外務二三〇)
○運輸審議会件名表に登録された件(国土交通八三八)

〔官庁報告〕

国家試験
平成二十七年不動産鑑定士試験短答式試験合格者
(国土交通省土地鑑定委員会)
公聴会
公聴会開催に関する公示(運輸審議会)

〔公 告〕

裁判所
破産、免責、再生関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

本号で公布された
法令のあらまし

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令(政令第二六五号)(内閣府本府)
1 規制改革会議の設置期間を四か月間延長することとした。(附則第九条関係)
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令(政令第二六六号)(内閣官庁)
1 外国人旅客が増加している港及び飛行場における入国手続に要する待ち時間の短縮等を図るため、法務省、財務省、厚生労働省及び農林水産省の職員の定員を改正することとした。
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇電気事業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第二六七号)(経済産業省)
電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七二号)の施行期日は平成二十八年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成二十七年八月三日とすることとした。

◇電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令(政令第二六八号)(経済産業省)
1 託送供給等約款の認可の申請の期限を、平成二十七年七月三日とすることとした。(第一条関係)
2 最終保障供給に係る約款の届出及び離島供給に係る約款の届出の期限を、平成二十七年二月二十八日とすることとした。(第二条関係)
3 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇介護保険法施行令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令(政令第二六九号)(厚生労働省)

1 介護保険法施行令の一部改正関係
1 各市町村における平成二十七年年度の地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る)の額を定めることとした。(第三七条の二第三項関係)
2 各市町村における平成二十八年年度の地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る)の額を定めることとした。(第三七条の二第三項関係)
3 各市町村における平成二十九年年度の地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る)の額を定めることとした。(第三七条の二第三項関係)

4 各市町村における平成三十一年度以後の各年度の地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る)の額を定めることとした。(第三七条の二第三項関係)
5 特別な事情により介護予防・日常生活支援総合事業費額が前各号に規定する額を超えることと厚生労働大臣が認める市町村における地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る)の額を、前各号に規定する額に厚生労働大臣が認める額を加えて得た額とすることとした。(第三七条の二第三項関係)

6 各市町村における平成二十七年年度から平成二十九年年度までの各年度の地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業を除く)の額を定めることとした。(第三七条の二第三項関係)
7 各市町村における平成三十一年度以後の各年度の地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業を除く)の額を定めることとした。(第三七条の二第三項関係)

8 第三七条の二に用いられる用語の定義を規定することとした。(第三七条の二第三項関係)
二 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正関係
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第一項の特定市町村に対する地域支援事業の額の経過措置に関し、所要の規定の整備を行うこととした。(附則第三条及び第四条関係)
三 この政令は、公布の日から施行することとした。

三 この政令は、公布の日から施行することとした。

介護保険法施行令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御 璽

平成二十七年七月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百六十九号

介護保険法施行令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十五第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（介護保険法施行令の一部改正）

第一条 介護保険法施行令（平成十年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の十三を次のように改める。

（地域支援事業の額）

第三十七条の十三 平成二十七年年度の法第百十五条の四十五第四項の政令で定める額（同条に規定する地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）のうち同条第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）に係る部分に限る。）は、各市町村につき、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額

イ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額

(1) 平成二十六年特定予防給付費額及び平成二十六年介護予防等事業費額の合算額に平成二十七年年度の経過的特定予防給付費額を乗じて得た額

ロ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額

(1) 平成二十六年年度の予防給付費額及び平成二十六年介護予防等事業費額の合算額に平成二十七年年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

(2) 平成二十七年年度の予防給付費額

二 平成二十七年年度において特定事情市町村と認められた市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額

イ 当該市町村における前号イ(1)に掲げる額に調整率を乗じて得た額から同号イ(2)に掲げる額を控除して得た額

ロ 当該市町村における前号ロ(1)に掲げる額に調整率を乗じて得た額から同号ロ(2)に掲げる額を控除して得た額

平成二十八年年度の法第百十五条の四十五第四項の政令で定める額（地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る。）は、各市町村につき、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額

イ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額

(1) 前項第一号イ(1)に掲げる額に平成二十八年年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

(2) 平成二十八年年度の経過的特定予防給付費額

二 平成二十七年年度以後の各年度の法第百十五条の四十五第四項の政令で定める額（地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る。）は、各市町村につき、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額

イ 当該市町村における前号イ(1)に掲げる額に調整率を乗じて得た額から同号イ(2)に掲げる額を控除して得た額

(1) 平成二十九年年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び予防給付費額の合算額に平成三十年年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

(2) 前号ロ(2)に掲げる額

ロ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額

(1) 前項第一号ロ(1)に掲げる額に平成二十八年年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

(2) 平成二十八年年度の予防給付費額

二 平成二十七年年度又は平成二十八年年度において特定事情市町村と認められた市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額

イ 当該市町村における前号イ(1)に掲げる額に調整率を乗じて得た額から同号イ(2)に掲げる額を控除して得た額

ロ 当該市町村における前号ロ(1)に掲げる額に調整率を乗じて得た額から同号ロ(2)に掲げる額を控除して得た額

平成二十九年年度の法第百十五条の四十五第四項の政令で定める額（地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る。）は、各市町村につき、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額

イ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額

(1) 前項第一号イ(1)に掲げる額に平成二十九年年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

(2) 平成二十九年年度の経過的特定予防給付費額

ロ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額

(1) 前項第一号ロ(1)に掲げる額に平成二十九年年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

(2) 平成二十九年年度の予防給付費額

二 平成二十七年年度から平成二十九年年度までのいずれかの年度において特定事情市町村と認められた市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額

イ 当該市町村における前号イ(1)に掲げる額に調整率を乗じて得た額から同号イ(2)に掲げる額を控除して得た額

ロ 当該市町村における前号ロ(1)に掲げる額に調整率を乗じて得た額から同号ロ(2)に掲げる額を控除して得た額

平成三十年年度以後の各年度の法第百十五条の四十五第四項の政令で定める額（地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る。）は、各市町村につき、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額

イ 当該市町村における前項第一号イ(1)に掲げる額に調整率を乗じて得た額から同号イ(2)に掲げる額を控除して得た額

(1) 平成三十年年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

(2) 当該年度の予防給付費額

二 平成二十七年年度から平成二十九年年度までのいずれかの年度において特定事情市町村と認められた市町村 前号に定める額又は次のイ若しくはロに掲げる額のうち最も高い額

イ 当該市町村における平成二十九年年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び経過的特定予防給付費額の合算額に平成三十年年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

ロ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額

(1) 前項第一号ロ(1)に掲げる額に平成三十年年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

(2) 当該年度の予防給付費額

平成二十九年年度から平成二十九年年度までのいずれかの年度において特定事情市町村と認められた市町村 前号に定める額又は次のイ若しくはロに掲げる額のうち最も高い額

イ 当該市町村における平成二十九年年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び経過的特定予防給付費額の合算額に平成三十年年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

ロ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額

(1) 平成三十年年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

(2) 前号ロ(2)に掲げる額

5 前各項の規定にかかわらず、災害による居宅要支援被保険者等（法第百十五條の四十五第一項第一号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）の数の増加、法第八條の第二項に規定する介護予防の効果が高い新たな事業の実施その他の特別な事情により当該年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額が前各項に規定する額を超えると厚生労働大臣が認める市町村における同年度の法第百十五條の四十五第四項の政令で定める額（地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る。）は、前各項に規定する額に当該市町村における特別な事情により増加する介護予防・日常生活支援総合事業費額の範囲内において厚生労働大臣が認める額を加えて得た額とする。

6 平成二十七年から平成二十九年までの各年度の法第百十五條の四十五第四項の政令で定める額（地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業を除く事業に係る部分に限る。）は、各市町村につき、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 一 次号に掲げる市町村以外の市町村 当該市町村における次のイ及びロに掲げる額の合算額
 イ 平成二十六年介護予防等事業以外上限額に平成二十七年から当該年度までの各年度の第一号被保険者数変動率を乗じて得た額
 ロ 当該年度の特定包括的支援事業費額として厚生労働大臣が認める額
 二 当該年度において介護給付費等適正化推進市町村と認められた市町村 当該市町村における次のイからハまでに掲げる額の合算額

イ 任意事業平均的費用額に当該年度の第一号被保険者数を乗じて得た額
 ロ 地域包括支援センター平均的運営費額に、当該年度の第一号被保険者数を地域包括支援センター標準的利用第一号被保険者数で除して得た率（当該率が〇・五未満であるときは、〇・五）を乗じて得た額
 ハ 当該年度の特定包括的支援事業費額として厚生労働大臣が認める額
 7 平成三十年以後の各年度の法第百十五條の四十五第四項の政令で定める額（地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業を除く事業に係る部分に限る。）は、各市町村につき、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 一 次号に掲げる市町村以外の市町村 当該市町村における次のイ及びロに掲げる額の合算額
 イ 平成二十六年介護予防等事業以外上限額に平成二十七年から当該年度までの各年度の第一号被保険者数変動率を乗じて得た額
 ロ 当該年度の特定包括的支援事業費額として厚生労働大臣が認める額
 二 平成二十九年において介護給付費等適正化推進市町村と認められた市町村 当該市町村における次のイからハまでに掲げる額の合算額

イ 任意事業平均的費用額に当該年度の第一号被保険者数を乗じて得た額
 ロ 地域包括支援センター平均的運営費額に、当該年度の第一号被保険者数を地域包括支援センター標準的利用第一号被保険者数で除して得た率（当該率が〇・五未満であるときは、〇・五）を乗じて得た額
 ハ 当該年度の特定包括的支援事業費額として厚生労働大臣が認める額
 8 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 一 医療介護総合確保推進法 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）をいう。
 二 第三号旧介護保険法 医療介護総合確保推進法附則第九条に規定する第三号旧介護保険法をいう。

三 平成二十六年特定予防給付費額 各市町村における平成二十六年の第三号旧介護保険法第八條の第二項に規定する介護予防訪問介護、同条第七項に規定する介護予防通所介護及び同条第十八項に規定する介護予防支援に係る予防給付に要した費用の額をいう。

四 平成二十六年介護予防等事業費額 各市町村における平成二十六年の第三号旧介護保険法第百二十二條の第二項に規定する介護予防等事業（第十一号において「介護予防等事業」という。）に要した費用の額をいう。
 五 七十五歳以上被保険者数変動率 各市町村における七十五歳以上の被保険者の数の変動率として厚生労働省令で定めるところにより算定する率をいう。
 六 経過的特定予防給付費額 各市町村における次のイからハまでに掲げる法の規定による保険給付に要する費用の額の合算額をいう。
 イ 当該市町村の医療介護総合確保推進法附則第十一条の厚生労働省令で定める者に対する同条の規定によりなおその効力を有するものとされた第三号旧介護保険法第八條の第二項、第二項及び第七項、第五十三條第一項及び第二項並びに第五十四條第三項の規定に係る保険給付
 ロ 当該市町村の被保険者に対する法第八條の第二十六項に規定する介護予防支援に係る保険給付

七 予防給付費額 各市町村における予防給付に要する費用の額をいう。
 八 特定事情市町村 介護予防・日常生活支援総合事業を効率的に実施する体制の確保が困難な事情がある市町村その他平成二十七年から平成二十九年までのいずれかの年度において当該市町村における当該年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額を同年度の第一号第一号、第二号第一号又は第三号第一号に定める額の範囲内にすることが困難な事情があると厚生労働大臣が認める市町村をいう。
 九 調整率 百分の百を各市町村における平成二十七年の七十五歳以上被保険者数変動率で除して得た率（当該率が一未満であるときは、一）をいう。
 十 介護予防・日常生活支援総合事業費額 各市町村における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額をいう。
 十一 平成二十六年介護予防等事業以外上限額 各市町村における平成二十六年の地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三十八号）第二條の規定による改正前の第三十七條の十三第一項の地域支援事業（介護予防等事業を除く。）に係る政令で定める額（平成二十六年において同条第三項第一号の規定の適用を受けた市町村にあっては、同号の地域支援事業（介護予防等事業を除く。）に係る政令で定める額）をいう。
 十二 第一号被保険者数変動率 各市町村における第一号被保険者の数の変動率として厚生労働省令で定めるところにより算定する率をいう。
 十三 特定包括的支援事業費額 各市町村における法第百十五條の四十五第二項第四号から第六号までに掲げる事業及び法第百十五條の四十八第一項に規定する会議を行う事業に要する費用の額をいう。

十四 介護給付費等適正化推進市町村 介護給付及び予防給付に要する費用の適正化を積極的に推進していることその他の厚生労働省令で定める要件に該当すると厚生労働大臣が認める市町村をいう。
 十五 任意事業平均的費用額 法第百十五條の四十五第三項各号に掲げる事業に要する費用の額の第一号被保険者一人当たりの一年間の全国平均額として厚生労働省令で定める額をいう。
 十六 第一号被保険者数 各市町村における第一号被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定する数

をいう。

十七 地域包括支援センター平均的運営費額 法第十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター(次号において「地域包括支援センター」という。)一施設当たりの一年間の運営に要する費用の額の全国の平均額として厚生労働省令で定める額をいう。

十八 地域包括支援センター標準的利用者数 地域包括支援センター一施設当たり一の第一号被保険者の利用者の数の全国の標準的な人数として厚生労働省令で定める数をいう。

(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中「新介護保険法施行令」を「介護保険法施行令」に改める。

附則第四条中「新介護保険法施行令第三十七条の十三」を「介護保険法施行令第三十七条の十三第一項、第二項、第五項及び第六項第二号」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第四条に次の表を加える。

第一項 額は	第二項 額は	第三項 額は
法第十五条の四十五に規定する地域包括支援センター(以下「地域包括支援センター」という。)	介護予防等事業(法第十五条の四十五に規定する地域包括支援センター(以下「地域包括支援センター」という。))及び地域包括支援センター(以下「地域包括支援センター」という。))	以下この項及び第三項において同じ。及び地域包括支援センター(以下「地域包括支援センター」という。))及び地域包括支援センター(以下「地域包括支援センター」という。))
旧地域包括支援センター	介護予防等事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)以下この条において「医療介護総合確保推進法」という。))附則第九条に規定する第三号旧介護保険法(以下この条において「第三号旧介護保険法」という。))	第三項各号において同じ。については、
額(同条に規定する地域包括支援センター(以下この項及び第三項において「地域包括支援センター」という。))のうち旧地域包括支援センター(以下「旧地域包括支援センター」という。))及び法第十五条の四十五に規定する地域包括支援センター(以下「地域包括支援センター」という。))	医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第三号旧介護保険法第十五条の四十五第二項の規定により同項各号	市町村であつて、平成二十六年年度の第三号旧介護保険法第十五条の四十五第四項の政令で定める額に於いて、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三十八号)第二号の規定による改正前のこの号の適用を受けた市町村

第二項 号	第三項 号
法第十五条の四十五第二項各号	医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第三号旧介護保険法第十五条の四十五第二項の規定により同項各号
同条第六項	同条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。))及び第二項の規定により第三号旧介護保険法第十五条の四十五第六項
地域包括支援事業	旧地域包括支援事業

附則

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令附則第四条の規定の適用を受ける特定市町村(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)以下「医療介護総合確保推進法」という。))附則第十四条第一項に規定する特定市町村をいう。以下同じ。に対する平成二十七年政令第三十八号(平成二十七年三月三十一日)又は平成二十九年三月三十一日である場合にあっては、当該政令で定める日の属する年度(平成二十八年三月三十一日又は平成二十九年三月三十一日)の規定の適用については、当該政令で定める日の属する年度(平成二十八年三月三十一日)の規定の適用については、同条第六項中「介護予防・日常生活支援総合事業」とあるのは、「経過措置の介護予防等事業(医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第三号旧介護保険法第十五条の四十五第一項(第一号に係る部分に限る。))の規定により市町村が行う事業又は同項(第一号及び第二号に係る部分に限る。))及び同条第二項の規定により市町村が行う第三号旧介護保険法第十五条の四十五第二項に規定する介護予防等事業をいう。」とする。

第三条 医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の場合であつて、特定市町村の同項の条例で定める日が平成二十八年三月三十一日以前の場合は、当該特定市町村の平成二十七年政令以後の各年度における新介護保険法施行令第三十七条の十三の規定の適用については、同条第一項中「同条第一項」とあるのは、「経過措置の介護予防等事業(医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第三号旧介護保険法第十五条の四十五第一項(第一号に係る部分に限る。))の規定により市町村が行う事業又は同項(第一号及び第二号に係る部分に限る。))及び同条第二項の規定により市町村が行う第三号旧介護保険法第十五条の四十五第二項に規定する介護予防等事業をいう。以下同じ。及び法第十五条の四十五第一項」と、同条第五項中「介護予防・日常生活支援総合事業費額」とあるのは、「経過措置の介護予防等事業費額(各市町村における経過措置の介護予防等事業に要する費用の額をいう。第八項第八号において同じ。))及び介護予防・日常生活支援総合事業費額の合算額」と、同条第八号において同じ。及び介護予防・日常生活支援総合事業費額の合算額」とあるのは、「のうち経過措置の介護予防等事業及び」と、同条第六項中「のうち」とあるのは、「のうち経過措置の介護予防等事業及び」と、同条第八項第八号中「介護予防・日常生活支援総合事業費額」とあるのは、「経過措置の介護予防等事業費額及び介護予防・日常生活支援総合事業費額の合算額」とする。

市町村であつて、平成二十六年年度の第三号旧介護保険法第十五条の四十五第四項の政令で定める額に於いて、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三十八号)第二号の規定による改正前のこの号の適用を受けた市町村

2 医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の場合であつて、特定市町村の同項の条例で定める日が平成二十八年三月三十一日から平成二十九年三月三十日までときは、当該特定市町村の平成二十八年以後の各年度における新介護保険法施行令第三十七条の十三の規定の適用については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「同条第一項」とあるのは「同条第二項中「のうち」とあるのは「のうち」と、「法第百十五條の四十五第一項」とあるのは「同条第五項中」とあるのは「同条第一号イ(1)中「前項第一号イ(1)に掲げる額」とあるのは「平成二十七年の経過的特定予防給付費額及び経過的特定予防等事業費額(各市町村における経過的特定予防等事業に要する費用の額をいう。以下同じ)の合算額」と、同号ロ(1)中「前項第一号ロ(1)に掲げる額」とあるのは「平成二十七年又は平成二十八年の経過的特定予防給付費額及び経過的特定予防等事業費額(各市町村における経過的特定予防等事業に要する費用の額をいう。以下同じ)の合算額」と、同条第二号及び第四項第二号中「平成二十七年から平成二十九年までのいずれかの年度」とあるのは「平成二十八年又は平成二十九年」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前三項」と、「経過的特定予防等事業費額(各市町村における経過的特定予防等事業に要する費用の額をいう。第八項第八号において同じ。）」とあるのは「経過的特定予防等事業費額」と、「とする」とあるのは「同項第九号中「平成二十七年」とあるのは「平成二十八年」とする」とする。

3 医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の場合であつて、特定市町村の同項の条例で定める日が平成二十九年三月三十一日のときは、当該特定市町村の平成二十九年以後の各年度における新介護保険法施行令第三十七条の十三の規定の適用については、第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「同条第一項」とあるのは「同条第三項中「のうち」とあるのは「のうち」と、「法第百十五條の四十五第一項」とあるのは「同条第五項中」とあるのは「同条第一号イ(1)中「前項第一号イ(1)に掲げる額」とあるのは「平成二十八年度の経過的特定予防給付費額及び経過的特定予防等事業費額(各市町村における経過的特定予防等事業に要する費用の額をいう。以下同じ)の合算額」と、同号ロ(1)中「前項第一号ロ(1)に掲げる額」とあるのは「平成二十八年度の予防給付費額及び経過的特定予防等事業費額の合算額」と、同項第二号及び同条第四項第二号中「平成二十七年から平成二十九年までのいずれかの年度」とあるのは「平成二十九年」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前二項」と、「経過的特定予防等事業費額(各市町村における経過的特定予防等事業に要する費用の額をいう。第八項第八号において同じ。）」とあるのは「経過的特定予防等事業費額」と、「とする」とあるのは「同項第九号中「平成二十七年」とあるのは「平成二十九年」とする」とする。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三

省 令

○法務省令第三十八号
行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第百二十一号)第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、法務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月三日

法務省定員規則の一部を改正する省令

法務大臣 上川 陽子

法務省定員規則(平成十三年法務省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「五〇、九八七人」を「五一、〇二二人」に改め、同表合計の項中「五二、五三七七人」を「五二、五六二二人」に改める。

附則
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。
(法務省定員規則の一部を改正する省令の一部改正)
2 法務省定員規則の一部を改正する省令(平成二十七年法務省令第二十六号)の一部を次のように改正する。
附則第二項の表中「五一、二二八人」を「五一、二四三人」に、「五一、〇〇一人」を「五一、〇二六二人」に改める。
○財務省令第六十七号
行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第百二十一号)第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、財務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十七年七月三日
財務大臣 麻生 太郎
財務省定員規則の一部を改正する省令
財務省定員規則(平成十三年財務省令第三号)の一部を次のように改正する。
第一条の表を次のように改める。

区 分	定 員	備 考
本 省	一五、四〇三人	
国 税 庁	五五、七〇三人	
合 計	七一、一〇六人	

附則
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 改正後の財務省定員規則第一条の規定にかかわらず、本省の定員は、平成二十七年九月三十日までとの間においては、一五、四七三人とする。
○厚生労働省令第百二十三号
行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第百二十一号)第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十七年七月三日
厚生労働大臣 塩崎 恭久
厚生労働省定員規則の一部を改正する省令
厚生労働省定員規則(平成十三年厚生労働省令第三号)の一部を次のように改正する。
第一条の表本省の項中「三一、六六二人」を「三一、六八三人」に改め、同表合計の項中「三一、七六二人」を「三一、七八三人」に改める。

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百二十三号

介護保険法施行令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令(平成二十七年政令第百二十九号)の施行に伴い、介護保険法施行令(平成十年政令第四百二十二号)第三十七条の十三の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月三日

介護保険法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働大臣 塩崎 恭久

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の三十一第一項中「をいう。」の下に「第四百四十條の六十二の十二第一号ハにおいて同じ。」を加える。
第三十四條の十五第八号中「をいう。」の下に「第四百四十條の六十二の十二第一号を除き、」を加える。

第四百十條の六十二の九の次に次の七条を加える。
(七十五歳以上被保険者数変動率の算定方法)
第四百十條の六十二の十 令第三十七條の十三第八項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定する率は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して得た率(その率に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)に一を加えて得た率とする。

一 当該市町村における当該年度の前年度の十月一日における七十五歳以上人口(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき住民基本台帳に記録されている住民であつて、七十五歳以上の者の数をいう。次号において同じ。)から同号に掲げる数を控除して得た数を三で除して得た数
二 当該市町村における当該年度の初日の属する年の四年前の四月一日の属する年度の十月一日における七十五歳以上人口

第一号被保険者数変動率の算定方法
第四百十條の六十二の十一 令第三十七條の十三第八項第十二号の厚生労働省令で定めるところにより算定する率は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して得た率(その率に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)に一を加えて得た率とする。

一 当該市町村における当該年度の前年度の十月一日における六十五歳以上人口(住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記録されている住民であつて、六十五歳以上の者の数をいう。次号及び第四百十條の六十二の十四において同じ。)から同号に掲げる数を控除して得た数を三で除して得た数
二 当該市町村における当該年度の初日の属する年の四年前の四月一日の属する年度の十月一日における六十五歳以上人口

(介護給付費等適正化推進市町村の要件)
第四百十條の六十二の十二 令第三十七條の十三第八項第十四号の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
一 当該市町村において法第十五條の四十五第三項第一号に掲げる事業として、次のイからホまでに掲げる事業の全てを実施していること。

イ 法第二十八條第五項の規定により委託を受けた者が行う同条第四項において準用する法第二十七條第二項の調査若しくは法第二十九條第二項において準用する法第二十八條第五項の規定により委託を受けた者が行う法第二十九條第二項において準用する法第二十七條第二項の調査又は法第三十三條第四項において準用する法第二十八條第五項の規定により委託を受けた者が行う法第三十三條第四項において準用する法第三十二條第二項において準用する法第二十七條第二項の調査若しくは法第三十三條の二第二項において準用する法第三十二條第五項の規定において準用する法第二十七條第二項の調査の内容について、市町村の職員又はこれに準ずる者(人口及び八において「市町村職員等」という。)が当該調査を行った者への訪問による調査、当該調査の内容を記載した書類の審査その他の方法により点検し、介護給付費等(法第二十條に規定する介護給付費等をいう。以下この号において同じ。)に要する費用の適正化を図る事業

ロ 介護支援専門員が作成した居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(以下このロにおいて「居宅サービス計画等」という。)の内容について、市町村職員等が、当該介護支援専門員に係る事業者への訪問による調査、当該事業者から提出された居宅サービス計画等の確認その他の方法により点検し、及び当該事業者その他必要な者に必要な指導を行い、介護給付費等に要する費用の適正化を図る事業

ハ 市町村職員等が、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支給の申請がなされたときに、当該申請に係る住宅を現地調査し、又は住宅改修が完了した後に現地調査による当該住宅改修の施工状況を点検し、介護給付費等に要する費用の適正化を図る事業及び福祉用具等(福祉用具、特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具をいう。以下このハにおいて同じ。)の利用状況について、福祉用具等の利用の必要性等の観点から、市町村職員等が福祉用具等の利用者への訪問その他の方法により点検し、介護給付費等に要する費用の適正化を図る事業

二 国民健康保険団体連合会から提供される介護給付費等(高額医療合算介護サービス費の支給及び高額医療合算介護サービス費の支給を除く。以下この二において同じ。)に関する情報と健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第二十條に規定する医療等、高齢者の医療の確保に関する法律第五十六條第一号及び第二号に規定する後期高齢者医療給付費(高額介護合算療養費の支給を除く。)又は国民健康保険法第五十四條第一項に規定する療養の給付費等、同法第五十四條の二第二項に規定する訪問看護療養費、同法第五十四條の三第一項に規定する特別療養費、同法第五十四條の四第一項に規定する移送費若しくは同法第五十七條の二第二項に規定する高額療養費(以下この二において「後期高齢者医療給付費等」という。)に関する情報とを照合して介護給付費に係るサービス(以下この二及びホにおいて「介護サービス」という。)と後期高齢者医療給付費等の各利用日数その他の情報の整合性を点検し、介護給付費等に要する費用の適正化を図る事業及び受給者ごとに二以上の月にわたる介護給付費等の状況その他の状況を確認し、提供された介護サービスとの整合性、算定回数及び算定日数その他介護給付費に係る事項を点検し、介護給付費等に要する費用の適正化を図る事業

用具、特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具をいう。以下このハにおいて同じ。)の利用状況について、福祉用具等の利用の必要性等の観点から、市町村職員等が福祉用具等の利用者への訪問その他の方法により点検し、介護給付費等に要する費用の適正化を図る事業

二 国民健康保険団体連合会から提供される介護給付費等(高額医療合算介護サービス費の支給及び高額医療合算介護サービス費の支給を除く。以下この二において同じ。)に関する情報と健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第二十條に規定する医療等、高齢者の医療の確保に関する法律第五十六條第一号及び第二号に規定する後期高齢者医療給付費(高額介護合算療養費の支給を除く。)又は国民健康保険法第五十四條第一項に規定する療養の給付費等、同法第五十四條の二第二項に規定する訪問看護療養費、同法第五十四條の三第一項に規定する特別療養費、同法第五十四條の四第一項に規定する移送費若しくは同法第五十七條の二第二項に規定する高額療養費(以下この二において「後期高齢者医療給付費等」という。)に関する情報とを照合して介護給付費に係るサービス(以下この二及びホにおいて「介護サービス」という。)と後期高齢者医療給付費等の各利用日数その他の情報の整合性を点検し、介護給付費等に要する費用の適正化を図る事業及び受給者ごとに二以上の月にわたる介護給付費等の状況その他の状況を確認し、提供された介護サービスとの整合性、算定回数及び算定日数その他介護給付費に係る事項を点検し、介護給付費等に要する費用の適正化を図る事業

ホ 介護給付費等の受給者に対し、当該受給者の介護サービスの利用状況、当該介護サービスに要した費用、当該受給者が負担する額その他当該受給者の介護サービスに係る事項を記載した書面を通知し、当該受給者に当該事項の確認を促すことにより、介護給付費等に要する費用の適正化を図る事業

二 当該市町村における令第三十七條の十三第八項第十一号に規定する平成二十六年介護予防等事業以外上限額が千二百五十万円未満であること。
(任意事業平均的費用額)
第四百十條の六十二の十三 令第三十七條の十三第八項第十五号の厚生労働省令で定める額は、九百三十円とする。

(第一号被保険者数の算定方法)
第四百十條の六十二の十四 令第三十七條の十三第八項第十六号の厚生労働省令で定めるところにより算定する数は、当該市町村における当該年度の前年度の十月一日における六十五歳以上人口とする。

(地域包括支援センター平均的運営費額)
第四百十條の六十二の十五 令第三十七條の十三第八項第十七号の厚生労働省令で定める額は、二千五百万円とする。

(地域包括支援センター標準的利用第一号被保険者数)
第四百十條の六十二の十六 令第三十七條の十三第八項第十八号の厚生労働省令で定める数は、四千五百人とする。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第六十二号
行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第百二十一号)第二条第二項の規定に基づき、農林水産省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十七年七月三日 農林水産大臣 林 芳正
農林水産省定員規則の一部を改正する省令
農林水産省定員規則(平成十三年農林水産省令第二十七号)の一部を次のように改正する。
第一条の表本省の項中「一六、二八〇人」を「一六、二八六人」に改め、同表合計の項中「二二、九九九人」を「二二、〇〇五人」に改める。